租税特別措置法施行令第三十九条の三十一第四項及び第三十九条の三十二第一項	第六十二条の五第二項の規定	第六十二条の五第二項並びに震災特例法第十五条第六項の規定並びに震災特例法第十五条第六項の
租税特別措置法施行令第三十九条の三十二の二第一項及び第三十九条の三十二の三第二項		

（仮決算の中間申告による所得税額の還付）

第十七条　法第十六条第一項に規定する損失の額で政令で定めるものは、棚卸資産、固定資産又は固定資産に準ずる繰延資産について生じた前条第二項各号に掲げる損失の額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補塡されるものを除く。）の合計額とする。

2　法第十六条第一項の規定により読み替えて適用される法人税法第七十二条第一項第二号に規定する所得税の額に類するものとして政令で定めるものは、法第十六条第一項に規定する期間において支払を受ける租税特別措置法第三条の三第一項に規定する国外公社債等の利子等につき同条第二項の規定により課される所得税の額、当該期間において支払を受ける同法第六条第一項に規定する民間国外債の利子につき同項の規定により課される所得税の額、当該期間において支払を受ける同法第八条の三第二項に規定する国外投資信託等の配当等につき同項の規定により課される所得税の額、当該期間において支払を受ける同法第九条の二第一項に規定する国外株式の配当等につき同項の規定により課される所得税の額及び当該期間において支払を受ける同法第九条の六第七項第一号に規定する外国特定目的信託の利益の分配又は同項第二号に規定する外国特定投資信託の収益の分配につき同条第三項の規定により課される所得税の額とし、法第十六条第一項の規定により読み替えて適用される法人税法第七十二条第一項第二号に規定する政令で定める規定は、租税特別措置法第三条の三第五項、第六条第三項、第八条の三第五項、第九条の二第四項及び第九条の六第六項の規定とする。

3　税務署長は、法第十六条第二項に規定する控除しきれなかった金額の記載がある同項の仮決算の中間申告書の提出があった場合には、当該控除しきれなかった金額が過大であると認められる事由がある場合を除き、遅滞なく、同項の規定による還付又は充当の手続をしなければならない。

4　法第十六条第二項の規定による還付金（これに係る還付加算金を含む。）を未納の国税及び滞納処分費に充当する場合には、次の各号の順序により充当するものとする。

一　前項に規定する仮決算の中間申告書に係る法人税で法人税法第二条第三十六号に規定する修正申告書の提出又は更正により納付すべきものがあるときは、当該法人税に充当する。

二　前号の充当をしてもなお還付すべき金額があるときは、その他の未納の国税及び滞納処分費に充当する。

5　税務署長は、法第十六条第二項前段の規定による還付をする場合において、必要があると認めるときは、その還付を受ける法人に対し、同条第一項に規定する期間に係る法人税法第六十八条の規定による控除をされるべき金額を証明する書類又は帳簿の提示又は提出を求めることができる。

（被災代替資産等の特別償却）

第十八条　法第十八条第一項に規定する政令で定める減価償却資産は、次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定めるものとする。

一　建物（その附属設備を含む。以下この号において同じ。）　当該法人が有する建物で東日本大震災により滅失又は損壊をしたもの（以下この号において「被災建物」という。）の当該滅失又は損壊の直前の用途と同一の用途に供される建物（当該建物の床面積が当該被災建物の床面積の一・五倍を超える場合には、当該被災建物の床面積の一・五倍に相当する部分に限る。）

二　構築物　当該法人が有する構築物で東日本大震災により滅失又は損壊をしたもの（以下この号において「被災構築物」という。）の当該滅失又は損壊の直前の用途と同一の用途に供される構築物（当該構築物の規模が当該被災構築物とおおむね同程度以下のものに限る。）

三　機械及び装置　当該法人が有する機械及び装置で東日本大震災により滅失又は損壊をしたもの（以下この号において「被災機械装置」という。）の当該滅失又は損壊の直前の用途と同一の用途に供される機械及び装置（当該被災機械装置に比して著しく高額なもの、当該被災機械装置に比して著しく性能が優れているものその他当該被災機械装置に比して著しく仕様が異なるものを除く。）

四　船舶　当該法人が有する船舶法第一条に規定する日本船舶のうち同法第五条第一項に規定する船舶原簿に登録されているもの、小型船舶の登録等に関する法律第二条に規定する小型船舶のうち同法第三条に規定する原簿に登録されているもの、漁船法第二条第一項に規定する漁船のうち同法第十条第一項に規定する漁船原簿に登録されているもの又は建設機械抵当法施行令別表に掲げる船舶（以下この号において「船舶」という。）で、東日本大震災により滅失又は損壊をしたもの（以下この号において「被災船舶」という。）の当該滅失又は損壊の直前の用途と同一の用途に供される船舶（当該被災船舶に比して著しく高額なものその他当該被災船舶に比して著しく仕様が異なるものを除く。）

五　航空機　当該法人が有する航空法第二条第一項に規定する航空機のうち同法第三条に規定する航空機登録原簿に登録されているもの（以下この号において「航空機」という。）で東日本大震災により滅失又は損壊をしたもの（以下この号において「被災航空機」という。）の当該滅失又は損壊の直前の用途と同一の用途に供される航空機（当該被災航空機に比して著しく高額なものその他当該被災航空機に比して著しく仕様が異なるものを除く。）

六　車両及び運搬具　当該法人が有する道路運送車両法第四条に規定する自動車のうち同条に規定する自動車登録ファイルに登録されているもの、同法第五十九条第一項に規定する検査対象軽自動車のうち同法第七十二条第一項に規定する軽自動車検査ファイルに記録されているもの、地方税法第四百四十二条第三号に掲げる小型特殊自動車のうち同法第四百四十二条の二第一項の規定の適用を受けるもの又は鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第十三条第一項に規定する車両のうち同項に規定する確認（同条第二項に規定する確認を含む。）を受けたもの（以下この号において「車両及び運搬具」という。）で、東日本大震災により滅失又は損壊をしたもの（以下この号において「被災車両運搬具」という。）の当該滅失又は損壊の直前の用途と同一の用途に供される車両及び運搬具（当該被災車両運搬具に比して著しく高額なものその他当該被災車両運搬具に比して著しく仕様が異なるものを除く。）

2　法第十八条第一項に規定する政令で定めるリース取引は、法人税法施行令第四十八条の二第五項第五号に規定する所有権移転外リース取引とする。

（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）

第十九条　法第十九条第一項に規定する政令で定める取得は、代物弁済（金銭債務の弁済に代えてするものに限る。第十二項において同じ。）としての取得とする。

2　法第十九条第一項に規定する政令で定めるときは、同項に規定する買換資産（以下この条において「買換資産」という。）の取得をした日を含む事業年度終了の日後に当該買換資産を適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）により合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人（以下この項において「合併法人等」という。）に移転する場合において、当該合併法人等が当該取得をした日から一年以内に当該買換資産を当該適格合併等により移転を受ける法第十九条第一項の表の各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の第二号の下欄に掲げる被災区域である土地又はその土地の上に存する権利については、その移転を受ける事業の用）に供する見込みであるときとする。